

総合評価方式の変遷と 今後の方向性

松井健一



1. はじめに

社会資本マネジメント研究センター（以下「センター」という。）が行っている公共調達制度の研究は、自然科学を対象とする研究と異なり不変の真理の類いものは存在せず、社会情勢の変化の中で陳腐化や制度疲労を防ぐため、不断の改善に取り組む姿勢が必要と考えている。

本稿では、公共調達制度のうち、制度導入以来、改定を重ねてきた公共工事の総合評価落札方式（以下「総合評価方式」という。）について、経緯、現状の課題、今後の方向性について論ずることとしたい。

2. 総合評価方式の変遷

まず、総合評価方式の変遷を、1889年の会計法制定から振り返っておく。なお、総合評価方式導入後は、石原¹⁾の分類に従い、導入期、普及・拡大期、変革期に分けて記述する。

2.1 総合評価方式導入以前（1889～1997）

1889年、会計法が制定され、予定価格による上限拘束のもと競争入札により落札者を決定する現在の枠組みが作られた。

1961年、会計法改正により、低入札価格調査制度及び価格及びその他の条件が最も有利なものと契約できる規程が位置づけられた。

1994年、建設省直轄工事において、大規模な工事に一般競争入札が導入された。

2.2 総合評価方式の導入期（1998～2001）

1998年、関東地方建設局が「今井1号橋撤去工事」に総合評価方式を初めて適用した。

2000年、大蔵大臣との包括協議が整い、総合評価方式の標準ガイドラインが策定された。これにより、実施に当たり必要であった大蔵省（現財務省）との個別協議が不要になったが、この時期の総合評価方式は、予定価格に工事品質の向上分を貨幣価値換算して総合評価管理費を組み込む

ものであったため、発注者の負担が大きく適用工事は増えなかった。

2.3 総合評価方式の普及・拡大期（2002～2010）

2002年、国土交通省（以下「国交省」という。）は、総合評価方式の普及・拡大を目的として、標準点を100点、加算点を10点とし、予定価格を標準案の価格とする通達を発出した。これにより、総合評価管理費の算定が不要になり、発注者の負担が大幅に軽減し、国交省直轄工事における適用割合も2割程度まで拡大した。

2005年、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）が成立し、総合評価方式の法的な位置づけが明確化された。適用工事を更に拡大するため、「技術的な工夫の余地が小さい工事」に適用する「簡易型」が新たに設けられ、総合評価方式のタイプが「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」となった。これにより国交省直轄工事における適用が2005年度には、金額ベースで45.7%まで拡大し、2010年度には、99.9%に達した。

2.4 総合評価方式の変革期（2006～）

2006年、国交省は、顕在化するダンピング入札に対応するため、「緊急公共工事品質確保対策」を発出し、低入札に対する品質確保策として施工体制確認型総合評価方式を導入した。この方式は、確実な品質確保を図るため「施工体制評価点」を創設し、施工の確実性が認められる者に30点を加算するものである。これにより、国交省直轄工事で低入札の割合が大きく減少した。

2009年、国交省は総合評価方式に関する政策レビューを公表した。これによると総合評価方式の導入効果として品質確保が図られている一方、発注者側からは技術提案の課題設定や審査評価に要する事務負担の増大、受注者側からは技術提案作成に対するコスト増、技術提案の評価に関する透明性の向上等についての課題が指摘された²⁾。

2013年、評価タイプを「施工能力評価型」、「技術提案評価型」に二極化する運用ガイドラインが策定された。この中で前者は、施工計画を求

前 国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター長

めるもの（Ⅰ型）と求めないもの（Ⅱ型）に分け、求める場合も評価は可・不可の二段階とし、後者は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、高度な技術提案を求めるものとした。

2014年、品確法が改正され、現在及び将来の公共工事の品質確保等を目的に追加するとともに、多様な入札契約制度の導入・活用が定められ、段階的選抜方式、技術提案・交渉方式、地域社会資本の維持管理に資する方式が規定された。

3. 総合評価方式改善の視点

以上のように総合評価方式は現場での運用のレビューや顕在化してきた社会的ニーズに対処するため、改善が繰り返されてきた。このような変遷を振り返るとき、私見ではあるが、総合評価方式の改善に当たり軸となってきた二つの視点を指摘したい。

3.1 競争参加者・発注者の負担軽減

適用割合を拡大していくためには、競争参加者・発注者の負担軽減が不可欠であり、総合評価管理費を算定する方式から予定価格を標準案の価格とする方式、簡易型の設置などの対応がとられてきた。2013年度から実施された二極化により、2015年度の直轄工事の67.5%（件数ベース）で施工計画を求めない施工能力評価型（Ⅱ型）が実施され、現場では一定の効果をあげている。

3.2 技術提案の適正な評価

技術評価については、工事特性に応じた課題設定、過度な技術提案の防止、技術提案の評価に関する透明性の向上等の課題に対応した改善が加えられてきた。2013年度から実施された二極化では、民間企業の優れた技術力を活用するため、「技術提案評価型」をAⅠ型、AⅡ型、AⅢ型、S型に大別し、求める技術提案の範囲や予定価格の算定方法等きめ細かく提示している。

4. 現在直面している課題と今後の方向性

2013年に総合評価方式を二極化へと再編し、運用5年目に入っているところであるが、現在、センターで課題として認識し、分析を行っているのは、技術提案評価型S型において、技術点の1位同点者が多くなっていることである。同方式は、2015年度直轄工事で558件（件数ベースで全体の7.7%）実施されたが、そのうちの39%で1位同

点が発生している。また、技術評価点1位と2位の得点差も減少する傾向にある。

このような現象の原因として、以下のようなことが指摘されている。

- ・技術提案を求める範囲が、標準案の変更を伴わない範囲等狭いため、競争参加者の提案内容も限定されていること
- ・評価テーマが画一化してきていること
- ・競争参加者の技術提案が評価テーマの画一化と相まって類似化してきていること

皮肉なことであるが、技術評価がより適正に行われるよう改善策を実施してきた結果、競争参加者・発注者のスキルアップとも相まって、技術提案評価型S型において、1位同点が多く発生し、総合評価方式の本来の目的が発現しにくくなり、効率性が低下するという問題を招いている。

このような課題に対応するため、現在、以下のような方策を検討している。

- ・点差が付きにくいテーマに対して、提案技術の現場での効果を確認し、有効性が高い場合には、標準化を行う。
- ・従来求めているテーマの一部に代えて、新技術の導入を促す方策を技術提案に求める。

新技術導入提案型については、一定の金額規模の範囲内で技術提案を求めるという従来の予定価格の上限拘束性を打破する工夫も検討している。

このほか、2014年の品確法改正で位置づけられた技術提案・交渉方式は、民間企業の高度な技術力活用を実現するためには、今後の適用拡大が期待されるものである。目的を達成するためにより適した方式があれば、総合評価方式を適用しないという選択肢も今後の方向性の一つと考える。

5. おわりに

センターでは、総合評価方式を含む公共調達制度について、本省・地方整備局と連携しながら制度改定のための研究を行い、その成果を地方公共団体、その他公共工事実施機関に波及させたいと考えている。

参考文献

- 1) 石原康弘：公共工事の総合評価方式における技術評価の有効性に関する研究、博士論文、2015
- 2) 国土交通省：政策レビュー「総合評価方式の総点検～価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実施にむけて～」、2009年3月